



3 住まいの安全確保や危険な建物の除去に助成

◆木造住宅無料耐震診断

無料で耐震診断を行っています。

診断には、県木造住宅耐震相談士(以下、県相談士)が伺います。この機会に、住まいの健康チェックをしてみませんか？

対象 昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て木造住宅の所有者

*木造以外の構造部分がある場合はご相談ください。

申込 各期間内に、所定の申請書を記入のうえ窓口

*詳しくはお問い合わせください。



耐震診断って何をするの？

◆Answer

県相談士が、家の柱や壁、基礎、屋根などを調べます。全ての部屋と基礎を見ますが、壁を壊すことはありません。

診断をすることで家の耐震強度が分かるほか、改修する場合の概算費用もお伝えしています！

	申込期間	県相談士派遣決定時期	診断結果受取時期
第1期	4月15日(木)～ 5月31日(月)	6月中旬	7月～ 8月
第2期	6月 1日(火)～ 7月30日(金)	8月中旬	9月～ 10月
第3期	8月 2日(月)～ 9月30日(木)	10月中旬	11月～ 12月
第4期	10月 1日(金)～11月30日(火)	12月中旬	1月～ 2月

◆木造住宅耐震改修工事への助成要件

・県相談士による耐震診断の結果、改修が必要となった木造住宅(昭和56年5月31日以前に建築)であること

・所定の強度が確保できる計画のもの

・県相談士が設計・監理を行うもの

助成額 最大180万円(助成率10/10)

*耐震基準7割以上の場合は最大120万円(防火・準防火地域はそれぞれ30万円を上乗せ)

申込 9月下旬まで(年内に工事が完了するもの)

◆伝統構法木造建築物への耐震助成要件

・石場建てなど伝統的な構法で建築された木造建築物(昭和25年11月23日以前に建築)であること

・市の伝統構法木造建築物耐震化マニュアル講習会を受講した建築士による診断を受けていること

助成額 耐震診断：最大30万円(助成率10/10)、耐震改修工事：最大180万円(助成率10/10)

*防火・準防火地域は30万円を上乗せ
申込 10月下旬まで(年内に工事が完了するもの)

◆ブロック塀の取り壊しへの助成要件

・倒壊のおそれがあるブロック塀のうち、道路や公園などに面する部分を撤去するもの(一部撤去を含む)

・市内事業者に発注して行うもの
助成額 最大40万円(助成率2/3)

◆老朽空き家等の取り壊しへの助成要件

・老朽化して倒壊などのおそれがある、危険な空き家などを除却しようとするもの(申請対象は所有者または相続人)

助成額 最大100万円(対象経費の1/2)

◆アスベスト含有調査への助成要件

助成額 最大25万円(助成率10/10)
申込 9月下旬まで(年内に調査が完了するもの)

◆アスベスト除去等工事への助成要件

助成額 最大200万円(助成率2/3)
申込 9月下旬まで(年内に工事が完了するもの)

【このページに関するお問い合わせ】

問合 建築住宅課 ☎35-3159

広報ID (耐震診断) 10000267、

(耐震補強) 1004132、(伝統構

法) 1005605、(ブロック塀) 1

010158、(空家) 10007300、

(アスベスト) 1003974

住宅の耐震診断・改修、空き家の除却などに助成します